



第3期 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の概要をお知らせします

4月からの今後3年間、市が目指す介護保険を含めた高齢者保健福祉計画が決定しましたので、その概要をお知らせします。

なお、この計画は、3年ごとに見直し、保険料も3年間の保険料を定めるものです。

総論

この計画は、介護保険審議会での検討や中間報告で行った市民からの意見公募（パブリックコメント）を経て決定されたもので、介護保険法などの関係法令に基づき、今後3年間にかけ高浜市での高齢者保健福祉の基本的方向を示したものです。

今回の見直しでは、介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」の徹底が図られ、制度の持続可能性を高めるための制度改革となつていきます。これらに基づき利用者、市民が主人公であることを踏まえつつ、基本理念を「みんなで作り、支える納得と

安心」とし、高齢者を含めて市民全体で社会を支えていく方向を示しています。

高齢者および高齢者保健福祉施策の状況

第1期・第2期の介護サービスその他高齢者保健福祉サービスの利用状況について記載しています。

高浜市の高齢化率は、平成17年10月現在で15.82%、3年後平成20年の高齢化率は、17.16%と推計され、現在より1.3ポイントの上昇が見込まれます。また、市全体の要介護状態の高齢者像や日帯生活圏（小学校区別の高齢者数・認定者数についても記載をしています。

3か年計画

今後の3年間の取り組みについて示しています。

市では、介護保険法の理念でもある「在宅介護重視」の立場から、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、同法に基づき在宅サービスについて、介護

予防の面からも記載をしております。また、今回の改正で、従前は一般施策として行われてきた「老人保健事業」や「介護予防・地域支援合い事業」等が介護保険の枠組みの中の事業として創設された。地域支援事業」について記載をしています。さらに、在宅での生活を支える住宅改修についても引き続き市

高浜市第3期介護保険料負担額（月額）

所得段階	対象者	月額保険料
第1段階	生活保護または老齢福祉年金の受給者であつて、世帯全員が住民税非課税の方	基準額の0.5倍 2,148円
新第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.5倍 2,148円
新第3段階	世帯全員が住民税非課税で新第2段階に該当されない方	基準額の0.75倍 3,222円
新第4段階	本人のみが住民税非課税の方（世帯の中に住民税課税の方がいる）	基準額 4,296円
新第5段階	住民税本人課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額の1.25倍 5,370円
新第6段階	住民税本人課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額の1.5倍 6,444円

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況等に基づいた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

独自で、介護保険法に定められている水準以上となるような方向とされています。これらにより、平成20年度から平成22年度までにおいて、高浜市の第1号被保険者に係る介護保険料基準額は、現在のところ、4,296円と計算されます。これにより、個々の被保険者の負担額（月額）は、所得等に応じ、次のとおりとなります。

イ. 利用者本位の制度の確立

介護保険制度においては、これまでの行政の措置とは異なり、サービスの担い手と受け手が対等の立場になりました。

本人がサービスを選択して契約し、利用する形式となったことから、このような利用を支援する必要があるとあります。その一つは、新たに創設された「地域包括支援センター」を「いきいき広場」総合相談窓口内に設置し、現行の「総合相談窓口」における相談事業、予防マネジメント等の充実強化をはかります。

また、高齢者の権利を擁護するシステムとしては、新たに「虐待防止ネットワークの推進」を掲げ、虐待防止や事例の早期把握・対応により、高齢者が安全・安心・快適に住み続けられるよう必要な支援、助言等を行います。

ウ. 介護サービスの質の向上

それぞれの実業者が実施する介護サービスについて、その質を維持するため、従事している介護スタッフの研修などについて、内容を充実して引き続き実施することとしています。

また、平成18年度からすべての事業者者に「介護サービス情報の公表」が義務付けられたため、第三者評価事業と関連付け、評価事業を推進し、サービスの質の向上に役立てます。

エ. 認知症高齢者等コミュニケーションケアの推進

地域住民で認知症の方とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動である「認知症を知り、地域をつくる10カ年」のキャンペーンが平成17年度から始まりました。認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方（認知症サポーター）を一人でも多く増やし、認知症になつても安心して暮らせるまちづくりを地域の住民の方々が主体的に展開できるように支援します。

オ. 地域密着型の小規模ケア方式の推進

平成17年度よりスタートした「構造改革」では、具体的な方策の一つとして「地域内分権の推

進」が掲げられました。この基本理念を受け、港小学校区においては、小学校区内の各種団体を包括する「コミュニティ組織（NPO法人高浜南部まちづくり協議会）が設立され、実施していただく事業のひとつとして介護予防事業が掲げられています。

この事業の評価は、既存のニーズの把握を踏まえて、既存の小規模ケアのソフト面での充実や、ハード面での拡充について検討します。

カ. 健康づくり・介護予防

市では、介護保険制度施行当初から「制度の円滑な施行」と「健康づくり・介護予防」を車の両輪をなすものと位置付け、推進してきました。

今回の制度改正で、「介護予防の推進」が介護保険制度に位置付けられました。本市が当初から進めてきた総合的な介護予防システムとして、「認知症予防」「閉じこもり予防」「転倒骨折予防」「脳血管疾患予防」の4つを柱とする「寝たきり、認知症にならない・しなない・させない・高浜方式」に基づき、各種事業を一層充実実施していきます。

さらに、老人保健事業においても「健康な65歳」から「活動的な65歳」へと見直しが行われます。

キ. 健康を文化のまちづくり

高齢福祉、生涯学習、世代間交流の推進、②いきいき広場におけるフィットネス事業と保健部門とが連携することや高齢者向け健康運動教室の充実

③「高浜市生涯学習基本構想・基本計画」の中で、高齢者が知

識や能力を生かして社会で活躍し自己実現を確保するための学習プログラムの開発やスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ることとしています。

また、地域内分権の推進による新たな「コミュニティ組織」では、地域における事業として介護予防事業などを実施する予定で、

今後のまちづくりについては、これらの「組織」を含めた市民の意見を踏まえつつ、実行していくこととしています。

ク. 住宅面での支援

在宅での生活を支えるには、そのための住環境が整備されていることが重要であるとの考えのもと、引き続き住宅改修を充実するとともに、賃貸住宅に入居しやすとする高齢者のための高齢者円滑入居賃貸住宅（※）の登録促進についても、引き続き検討を行います。

また、施設等のバリアフリー化や公園の整備充実などを推進します。

※高齢者円滑入居賃貸住宅：高齢者であることが理由に入居を拒否しない住宅。国の高齢者居住支援センターの滞り家賃の債務保証により、家主の不安感を解消し、高齢者の円滑な入居を支援するもの。

ケ. 働くことを通じての社会参加

今後の団塊の世代を含む高齢社会においては、高齢者も社会の構成員の一人として、さまざまな社会活動や生産活動に貢献することが、活気ある社会の実現や健康維持・介護予防に、非常に重要なものであると考えられます。

シルバー人材センターでも協働・共助の理念のもと、地域に密着した事業を展開することとし、特に介護保険や高齢者保健福祉の関連においても、高齢者の活力を導入していくことが必要となります。

計画の点検体制

本市における介護保険や高齢者保健福祉については、今後、本計画を基に展開していくこととなり、行政内部だけでなく外部からの進捗管理や評価をすべく、計画をより適切に執行することが必要となります。

このよつな考えから、引き続き介護保険審議会において、介護保険や高齢者保健福祉に関する評価、提言をいただくこととします。